

土木工事特記仕様書（令和5年1月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和3年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（施工計画書）【変更】

1-1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様

書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 計画工程表
- (2) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (3) 施工管理計画
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 環境対策
- (8) 現場作業環境の整備
- (9) その他

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、第1項に示す工事においては、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(工事实績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】【追加】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

- ① 主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験
 - ・ 建設業法第7条第2号ハ、及び同法第15条第2号イ又はハに該当する有資格者（土木施工管理技士等）については、技術者取得資格証明書（技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書で可）
 - ・ 建設業法第7条第2号イ又はロ、及び同法第15条第2号ロに該当するものにつ

いては、実務経験証明書

- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 4,500 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

（工事の一時中止）【追加】

1-1-1-18 工事の一時中止

4. 「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

（設計図書の変更）【変更】

1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から

工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(徳島県認定リサイクル製品の使用)【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(県内産資材の原則利用)【変更】

2-1-3-1 県内産資材の原則使用

3. 建設資材使用実績報告書（削除）

(土木工事施工管理基準に対する変更仕様事項)

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準 平成28年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

(写真管理基準)【変更】

4. 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況（形状寸数量）のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。
- (3) 監督員、監督補助員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

(法定外の労災保険の付保)

第4条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(工事成績評定の選択制)

第5条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の価格競争により発注する請負工事は、別に定める「工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工事、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（第三者機関による品質証明）

第6条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第7条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化）

第8条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC HP

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用 について【県土整備部】」

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalkendo/>

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第9条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な

- 鉄筋コンクリート構造物においては、スランブ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランブ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランブの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

第10条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第11条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第12条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第13条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第14条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第15条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「土木工事における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

徳島県 CALS/EC HP

「土木工事における情報共有システム活用試行要領」

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第16条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 本工事は、建設現場の週休2日を確保するために必要となる経費を当初設計金額に計上しており、対象期間において週休2日が達成できなければ、請負代金額の変更に よりこの経費を減額する。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

第17条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：17.81%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：2.23%

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容

について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第18条 本工事における特記仕様事項は、別添「予備ゲート設備改良工事 特記仕様書」のとおりとする。

予備ゲート設備改良工事 特記仕様書

第1章 総 則

(運用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R4徳土 正木ダム 上勝・正木 予備ゲート設備改良工事（担い手確保型）」（以下「本工事」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

(工事施工場所)

第2条 工事の施工場所は次のとおりとする。

- (1) 正木ダム 徳島県勝浦郡上勝町正木藤ノ内18-2

(工事概要)

第3条 本工事における工事概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------------------|----|
| (1) 予備ゲート設備 | 水密ゴム取替 | 1式 |
| (2) 予備ゲート設備 | 防護柵取替 | 1式 |
| (3) 予備ゲート設備 | 機側操作盤取替(ケーブル取替含む) | 1式 |

(諸法令の遵守)

第4条 受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) ダム・堰施設技術基準（案）
- (3) 道路交通法
- (4) その他関係法令等

(図書の承諾)

第5条 受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|---------------------------|-----------|------|
| (1) 納入及び改造機器、材料の仕様（図面類含む） | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) 機器配置及び配線配管等施工図 | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (3) 工場試験成績書 | 試験完了後速やかに | 2部 |
| (4) 立会検査及び試験要領書 | 作成後速やかに | 2部 |
| (5) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(提出書類)

第6条 受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

(1) 工事打合せ議事録	実施後速やかに	2部
(2) 月間工程表	前月末日7日前までに	1部
(3) 据付記録	実施後3日以内	2部
(4) 検査及び試験記録(速報)	実施後速やかに	2部
(5) 完成図書	工事しゅん工検査請求日までに	2部
ア 完成図面(外形図, 組立図, 展開接続図及び施工図等)		
イ 取扱説明書, 機器仕様書		
ウ 検査及び試験記録		
エ 工事写真		
オ 取替部品周期一覧表(保守用)		
カ その他, 必要書類		
(6) その他監督員が指示する図書	指示後速やかに	必要部数

第2章 規格

(適用規格)

第7条 本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計図書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとす。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 日本電機工業規格(JEM)
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 日本電線工業会規格(JCS)
- (5) ダム・堰施設技術基準(案)
- (6) その他関係法規, 規定, 基準等

第3章 施工

第1節 納入機器

(機器の一般事項)

第8条 納入機器の一般事項は次のとおりである。

- (1) 機器は使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- (2) 各機器の製作にあたっては、耐震性を考慮し、堅牢で耐久性信頼度の高い構造でなければならない。
- (3) 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替を行い、支障のないことを十分確かめなければならない。
- (4) 各機器は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計において十分配慮しなければならない。

(機器の仕様)

第9条 各機器は次の仕様を満足するものとする。

- (1) 共通事項

ア 各機器は、個々に特性試験を実施し、合格したものでなければならない。

イ 各機器は、品名、型式、製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。

(2) 機器の仕様

・予備ゲート設備

ア 水密ゴム

- (ア)材質 クロロプレン系合成ゴム
- (イ)寸法 50 × 190 × 7400 (上下部水密ゴム(へそ型) : 参考図参照)
50 × 190 × 7400 (側部水密ゴム(へそ型) : 参考図参照)
- (ウ)硬度 70° ± 5°
- (エ)抗張力 14.7N/mm² 以上
- (オ)伸び 350%以上
- (カ)その他 参考図参照

イ 予備ゲート設備 機側操作盤

(ア) 主要仕様とインターフェース仕様

- a 主な仕様とインターフェース仕様は以下のとおりとし、詳細は本仕様書・設計図面による。
最終的には発注者およびダムコンメーカとの協議により決定する。

項目		主な仕様	詳細・備考
形状		鋼板製閉鎖自立型	
非常停止機能		非常停止	動力電源遮断
制御回路構成		有接点リレー回路	
インターフェース	制御信号	—	機側操作のみ
	非常停止信号	—	機側操作のみ
	ゲート動作中信号	—	機側操作のみ
	計測情報	—	機側操作のみ
制御回路の二重化		なし	

(イ) 予備ゲートの操作

- a ゲートを開閉操作するために必要な「開、閉、停止」スイッチを設ける。
- b 開閉装置の上限、下限、非常上限、ワイヤ弛み等によりゲートが自動停止する制御を行う。
- c 停止不能時にそなえ、非常停止スイッチを設ける。
- d 操作は手動一保守とし、機側操作のみとする。

(ウ) 概要

- a 機側操作盤には、ゲート設備電動機の運転に必要な電力やセンサ信号を受信するための端子を設け、端子台により受渡しができるものとする。

- (エ) 一般事項
- a 機側操作盤は，鋼板製屋外閉鎖自立盤とする。
 - b 操作盤の前面には，ゲート制御のためのスイッチ類を設けるものとする。
- (オ) 計器
- a ゲート操作に必要な計器類は，常時監視できるよう，操作盤の前面から見える構造とする。
- (カ) 表示灯
- a 操作盤に必要な表示灯は明確な選別が可能なもので，操作順序を考慮して配置するものとする。
- (キ) 装備器具（機側操作盤）
- | | | |
|----|-----------------|------------------|
| a | 名称銘板 | 1式 |
| b | サージプロテクトデバイス | 1式（SPD分離器内蔵型） |
| c | 配線遮断器 | 1式 |
| d | 漏電遮断器 | 1式 |
| e | サーキットプロテクタ | 1式 |
| f | 漏電リレー（動力，制御） | 1式 |
| g | 電磁接触器（非常停止用） | 1式 |
| h | 可逆電磁接触器（電動機用） | 1式（ポールチェンジ対応） |
| i | 電磁接触器（進相コンデンサ用） | 1式 |
| j | 進相コンデンサ | 1式 |
| k | 変圧器(AC200/100) | 1式 |
| l | 電源回路切替器 | 1式（動力電源一制御電源） |
| m | ドアスイッチ | 1式（大扉） |
| n | 押釦スイッチ | 1式（開一停止一閉） |
| o | 警報停止スイッチ | 1個 |
| p | ランプテストスイッチ | 1個 |
| q | リセットスイッチ | 1個 |
| r | 非常停止スイッチ | 1個 |
| s | 補助継電器 | 1式（有接点リレー回路） |
| t | 保護継電器 | 1式（3Eリレー） |
| u | 電流計 | 1式 |
| v | 電圧計 | 1式 |
| w | 運転回数計・時間計 | 1式 |
| x | 記名式表示灯 | 1式 |
| y | 直流電源装置 | 1式（AC100V/DC24V） |
| z | 盤内照明 | 1式 |
| aa | 盤内スペースヒータ | 1式（サーモスタット付） |
| ab | 雑電源用コンセント | 1式 |
| ac | 端子台 | 1式 |
| ad | 警報ブザー，ベル，チャイム | 1式 |
| ae | その他必需品 | 1式 |
- (ク) 設計図面（外形図，単線結線図） 参考図参照

（製作一般事項）

第10条 製作の一般事項は次のとおりである。

- (1) 本工事の製作は，十分な経験と技術を有する技術員等によって行わなければならない。

- (2) 各部材の工作完了後には、工場で仮組立を行い、不適切な箇所が発見された場合は、直ちに修正または補充を行い支障のないことを十分確かめなければならない。
- (3) 現場にて調整を必要とする箇所は、容易に調整できるようにしておくこと。
- (4) 現場にて再組立を必要とする箇所は、合いマーク等で容易に再組立できるようにしておくこと。
- (5) 本工事施工に際し、当然必要なものに関しては具備すること。
- (6) 発注者は、工事期間中に検査するために、随時受注者の工場に立入りできるものとする。

(既設機器の仕様)

第11条 本工事において対象となる設備の既設仕様は、次のとおりである。

(1) 機器の仕様

・予備ゲート設備

ア 扉体

(ア) 形式	鋼製ローラゲート
(イ) 純径間	7.200m
(ウ) 扉高	7.200m
(エ) 設置数	2門
(オ) 水密方式	前面4方ゴム水密
(カ) 水密ゴム	ヘソ型

(外注品)

第12条 この工事の施工にあたり、主要な部品を外注する場合は、事前に監督員の承認を得なければならない。

(保証期間)

第13条 本設備の保証期間は、引渡完了の日から1年間とし、保証期間内に障害が発生した場合は、無償で修理または取替を行うものとする。また、特に重大な故障については、本期間後であっても受注者、発注者協議のうえ無償で修理、交換を行うものとする。

第2節 現場工事

(現場工事一般事項)

第14条 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について、監督員と協議を行わなければならない。

- 2 現場工事は監督員の指示する期間に行うものとし、機器の据付、試験及び調整は工事に支障を及ぼすことのないように適切な処理を行うものとする。
- 3 受注者は、現場工事に際し、機器の仕様を熟知した技術員を配置し、この技術員の指導のもと施工するものとする。
- 4 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- 5 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- 6 発注者の設備機器の運転、停止及び操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- 7 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- 8 受注者は、ダム上流域における降雨又はダム放流に伴い作業の延期又は中断を指示された場合、こ

れに従わなければならない。また、事前にこれが想定される場合には監督員と協議を行うこと。

- 9 工事の施工にあたり、停電等他の設備に影響を及ぼす恐れのある場合は、あらかじめ監督員と協議を行うこと。
- 10 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- 11 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。
万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。

(現場工事詳細)

第15条 現場工事の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予備ゲート設備 防護柵取替
- (2) 予備ゲート設備 水密ゴム取替
 - ア 水密ゴムを撤去し別途発注の扉体塗装塗替を行う。
 - イ 扉体塗装完了後に水密ゴムを取り付ける。
 - ウ 取付けボルト(SUS)、水密ゴム押え板は既設を流用する。
 - エ 取付け後、試運転・調整を行う。
- (3) 水密ゴム取替用足場
 - ア 水密ゴムの取替に必要な足場は別途発注する塗装工事と兼用するものとする。
 - イ 塗装時のみ必要な足場及び養生は塗装工事で設置する。
 - ウ 足場の兼用が困難な場合は、別途協議とする。
 - エ その他調整が必要な事案が発生した場合は、当工事、塗装工事の受注者及び発注者で協議を行う。
- (4) 予備ゲート設備 機側操作盤取替
 - ア 既設のケーブルを撤去し、更新する。(別紙1参照)
 - イ 外部機器との対向試験を行う。
- (5) 試運転調整
 - ア 電気工事完了後、試運転調整を行う。

第3節 輸 送

(一般事項)

第16条 工場から現場までの輸送及び積降ろしはすべて受注者の負担で行う。

- 2 輸送中または現場において、保管中に紛失または損傷が生じた場合は、受注者の負担により速やかに代替品の補充または、取替を行うとともに、監督員にその経過を報告しなければならない。
- 3 受注者は、輸送に際し、事前に品名、輸送日等を明記した輸送計画書を、監督員に提出しなければならない。

(荷造り)

第17条 荷造りは厳重に行い、取扱いに注意を要する機器類には、その旨を明記し適当な対策を講じてから発送しなければならない。

(仮置き)

第18条 荷受け、仮置き等は受注者の責任において行うものとする。

(機器の搬入・搬出)

第19条 機器の搬入については、適切な重量に分解し、水平状態にして搬入するものとする。

(現場立会検査及び試験)

第20条 新規に設置する機器の現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。

なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 試験及び検査項目

ア 員数検査

イ 据付検査

ウ 配線検査

エ 水密試験

オ 総合動作試験

(2) その他、監督員の指示する項目

第4章 その他

(関係機関に対する手続き等)

第22条 受注者は、関係機関に対して、申込みまたは届出に必要な書類を作成し手続き等を行うものとする。

(1) 道路使用許可

(2) 道路使用に伴う、近隣住民への周知等

(3) その他、監督員の指示するもの

ケーブル一覧表

予備ゲート 機側操作盤（撤去）

配線箇所	動力電源	制御電源	SV信号線
堤体配電盤室～1号予備ゲート室	CV 60mm ² -3C		CVV-S 2mm ² -7C CVV-S 2mm ² -7C
堤体配電盤室～2号予備ゲート室	CV 60mm ² -3C		CVV-S 2mm ² -7C CVV-S 2mm ² -10C

予備ゲート 機側操作盤（新設）

配線箇所	動力電源	制御電源	SV信号線
堤体配電盤室～1号予備ゲート室	CV 60mm ² -3C		CVV-S 2mm ² -7C
堤体配電盤室～2号予備ゲート室	CV 60mm ² -3C		CVV-S 2mm ² -7C